

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○愛知県指定有形文化財の指定	第312号	(文化芸術課)	1
○愛知県指定有形文化財の指定	第313号	(同)	1
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	第314号	(道路維持課)	2

公告

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	2
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
○県営土地改良事業の工事完了	(農地計画課)	5
○公共測量の実施の変更の通知	(用地課)	6
○採石業務管理者試験の実施	(砂防課)	6
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所	(都市整備課)	6
○一の敷地とみなすことによる制限の緩和の認定の取消し	(建築指導課)	6
○開発行為の許可に基づく工事完了	(同)	6

告示

愛知県告示第312号

愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、次のように愛知県指定有形文化財を指定する。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

種別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	伊藤家住宅 附 棟札	1枚	名古屋市西区那古野一丁目36番12号	名古屋市

昭和62年愛知県教育委員会告示第2号により愛知県指定有形文化財の指定の告示がされた「伊藤家住宅」5棟に、上記1枚を追加し、次のように指定する。

種別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	伊藤家住宅 附 棟札 1枚	5棟	名古屋市西区那古野一丁目36番12号	名古屋市

愛知県告示第313号

愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、次のように愛知県指定有形文化財を指定する。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章



種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
書跡・典籍	僧永意起請木札 附 同写 1通	1枚	豊橋市雲谷町字ナベ山下7番地	宗教法人普門寺
	普門寺四至注文写木札	1枚		
	普門寺四至注文写	1通		
	三界万霊供養木札	1枚		
歴史資料	羽田八幡宮文庫旧蔵資料	9,218件	豊橋市羽根井町48番地、豊橋市花田町字齊藤54番地	豊橋市、宗教法人羽田八幡宮、宗教法人神明社

愛知県告示第314号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	武豊小鈴谷線	知多郡武豊町字道崎53番4地先から同58番5地先まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ
和歌山県和歌山市中島185番地の3
代表取締役 大桑 弘嗣
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ豊明店
豊明寺池土地区画整理組合保留地8街区
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年3月5日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項		概 要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社オークワ	
	代表者の氏名	代表取締役 大桑 弘嗣	
	住所	和歌山県和歌山市中島185番地の3	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		2,159㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	90台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	62台

施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	158㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	24㎡
	小売業を行う者の開店時刻	午前9時	
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時50分	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後10時まで		
駐車場の自動車の出入口	数	4箇所	
	位置	縦覧による	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで（一部午前6時から午前8時まで）		

- (5) 届出の日
令和6年7月4日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年8月6日（火）から令和6年12月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年12月6日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ
和歌山県和歌山市中島185番地の3
代表取締役 大桑 弘嗣
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）無印良品オークワ豊明店
豊明寺池土地区画整理組合保留地7街区
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年3月5日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社良品計画	
	代表者の氏名	代表取締役 堂前 宣夫	
	住所	東京都文京区後楽二丁目5番1号	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		1,771㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	71台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	51台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	36㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	8.4㎡

施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前9時	
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時50分	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後10時まで	
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所
		位置	縦覧による
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで		

- (5) 届出の日
令和6年7月4日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年8月6日（火）から令和6年12月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年12月6日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるることができる。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
代表取締役 大野 恵司
 - イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
1名（縦覧による）
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール長久手・ロイヤルホームセンター長久手
長久手市勝入塚501番地・715番地
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
令和6年5月23日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	イオンモール株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 岩村 康次	代表取締役 大野 恵司
	住所	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	1名（縦覧による）	同

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者の代表者の変更のため。
- (6) 届出の日
令和6年7月1日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年8月6日（火）から令和6年12月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年12月6日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
代表取締役 大野 恵司
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール常滑
常滑市りんくう町二丁目20番3号
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後	
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	イオンモール株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 岩村 康次	代表取締役 大野 恵司
	住所	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者	氏名又は名称	イオンリテール株式会社	同
	代表者の氏名	代表取締役 井出 武美	同
	住所	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	同
	その他小売業を行う者	83名（縦覧による）	86名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者の代表者の変更、小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。
- (6) 届出の日
令和6年7月18日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年8月6日（火）から令和6年12月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年12月6日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定に基づき県が行う次の土地改良事業の工事は完了した。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

地区名	事業名	完了年月日
碧南地区	経営体育成基盤整備事業	令和5.8.9

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第1項の規定に基づき県が行う次の土地改良事業の工事は完了した。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

地区名	事業名	完了年月日
安城鹿乗川地区	排水施設保全対策事業	令和6.2.27

令和6年2月6日付けで公告した測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による愛知県海部建設事務所長からの公共測量を実施する旨の通知については、愛知県海部建設事務所長から次のように作業期間を変更する旨の通知があった。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

変更前 令和5年12月22日から令和6年6月29日まで

変更後 令和5年12月22日から令和6年12月27日まで

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和6年度採石業務管理者試験を次のように行います。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 試験の日時
令和6年10月11日（金） 午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
愛知県産業労働センター 11階 中会議室1101号室（名古屋市中村区名駅四丁目4-38）
- 3 受験願書の受付期間
令和6年9月2日（月）から令和6年9月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで
郵送による場合は、令和6年9月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。
- 4 その他試験に関する事項
試験の詳細は、愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/>）を御覧ください。
- 5 受験願書の提出先及び問合せ先
愛知県建設局砂防課業務・管理グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
電話（052）954-6558

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合から退任及び就任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 知多新南土地区画整理組合
就任理事

安島 克俊 知多市岡田字西平地40-6
加藤 瀧治 同 新知字杓子76
栗山 登 同 新知字西町6-10
下谷 松男 同 新知字佐布見27
永井 静雄 同 新知字永井94

西尾 利行 同	新知字梶廻間33-9
濱野精三郎 同	新知字坊ノ下27-1
安永 隆男 同	新知字海廻間47
安永 忠夫 同	新知字海廻間86

- 2 尾張旭北原山土地区画整理組合
退任理事

谷口 勝也 尾張旭市北原山町陀摩屋敷1404

- 3 日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
退任理事

福岡 憲三 日進市赤池町西組39-2

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、令和6年8月6日次の公告認定対象区域内の建築物に係る同法第86条第1項の規定による認定を取り消した。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

公告認定対象区域

豊川市平尾町下藤井18-1の一部

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
5尾建 96-175	令和 6.1.26	株式会社山忠 代表取締役 山崎 恭裕	海部郡大治町大字三本木字柳原 112-3	海部郡大治町大字堀之内字深田 11-1ほか3筆
5尾建 96-147	5.12.6	野村 尚平	豊明市新田町南山309	豊明市前後町大狭間1448-5

